

社会福祉法人三活会 役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人三活会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員等（理事及び監事及び評議員及び第三者委員）の報酬等について定めるものとする。

第2条（報酬等の支給）

役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員等に対して支給する報酬等は、役員及び役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

第3条（役員等の報酬等の算定方法）

役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については、月額35万円を支給する。
- (2) 役員等の報酬の額は別表1、費用弁償及び別表2に定めるとおりとする。

第4条（当法人職員給与との併給）

当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者に役員等報酬は支給しない。

第5条（報酬等の支給方法）

理事長に対する報酬等の支給時期は、職員給与規程に準じた日とする。

- 2 理事長以外の役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条（費用）

役員等の費用は、別表2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等へ

の出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

第7条（公表）

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第9条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は平成18年10月29日から施行する。

この規程は平成22年4月1日より改正施行する。

この規程は平成29年11月16日に改正し、平成29年4月1日に遡及して施行する。

この規程は令和2年4月1日より改正施行する。

別表1：理事長以外の役員等の報酬の額（第3条第1項2号関係）

報酬の額
会議等への出席の都度：1人一律 6,000円

別表2：費用（第6条関係）

事項	費用弁償額
会議等への出席（公共交通機関利用の場合）	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額